（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置）

**第三百十四条**　改正後非訟事件手続法第五十三条において準用する民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、改正後非訟事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前非訟事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

（終局決定の方式等に関する経過措置）

**第三百十五条**　改正後非訟事件手続法第五十七条及び第五十八条第二項（これらの規定（改正後非訟事件手続法第五十七条第一項を除く。）を改正後非訟事件手続法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第六十一条第二項の規定（これらの規定を改正後民事調停法第二十二条及び改正後労働審判法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）は、改正後非訟事件における終局決定の方式、電子裁判書の作成、更正決定及び中間決定について適用し、改正前非訟事件における終局決定の方式、裁判書の作成、更正決定及び中間決定については、なお従前の例による。

（申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置）

**第三百十六条**　改正後非訟事件手続法第六十三条第二項（改正後民事調停法第二十二条及び改正後労働審判法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、改正後非訟事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前非訟事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

（公示催告事件に関する経過措置）

**第三百十七条**　改正後非訟事件手続法第百二条第一項の規定は、施行日以後に開始される公示催告事件について適用し、施行日前に開始された公示催告事件については、なお従前の例による。

### 第三節　非訟事件手続法の一部改正に伴う関係法律の整備

（金融商品取引法等の一部改正）

**第三百十八条**　次に掲げる法律の規定中「謄本」の下に「又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百一条の二十第二項第九号ニ

二　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百三十四条第二項第九号ニ

三　技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第百六十九条第一項第九号ニ及び第百七十条第一項第十号ニ

（商業登記法の一部改正）

**第三百十九条**　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に、「添附を」を「添付を」に改め、同条第三項中「交付」の下に「又は電磁的記録の提供」を加える。

第四十七条第二項第四号、第五十六条第四号及び第五十七条第四号中「謄本」の下に「又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（預金保険法の一部改正）

**第三百二十条**　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第八項中「決定書」を「電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。次条及び第百二十六条の十三第十一項において同じ。）」に改め、同条第十二項中「（平成二十三年法律第五十一号）」を削る。

第八十八条中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電子裁判書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子裁判書に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第百二十六条の十三第十一項中「決定書」を「電子裁判書」に改める。

（預金保険法の一部改正に伴う経過措置）

**第三百二十一条**　前条の規定による改正後の預金保険法第八十七条第八項の規定は、施行日以後に開始される預金保険法第八十七条第六項に規定する代替許可に係る事件の送達について適用し、施行日前に開始された同項に規定する代替許可に係る事件の送達については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の預金保険法第百二十六条の十三第十一項の規定は、施行日以後に開始される預金保険法第百二十六条の十三第十項に規定する代替許可に係る事件の送達について適用し、施行日前に開始された同項に規定する代替許可に係る事件の送達については、なお従前の例による。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

**第三百二十二条**　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第七項中「決定書」を「電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。次条において同じ。）」に改め、同条第十一項中「（平成二十三年法律第五十一号）」を削る。

第九十五条中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電子裁判書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子裁判書に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置）

**第三百二十三条**　前条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法第九十四条第七項（農水産業協同組合貯金保険法第百十条の七第五項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始される農水産業協同組合貯金保険法第九十四条第五項に規定する代替許可及び同法第百十条の七第四項に規定する代替許可に係る事件の送達について適用し、施行日前に開始された同法第九十四条第五項に規定する代替許可及び同法第百十条の七第四項に規定する代替許可に係る事件の送達については、なお従前の例による。

（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正）

**第三百二十四条**　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「決定書」を「電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。次条において同じ。）」に改め、同条第八項中「（平成二十三年法律第五十一号）」を削る。

第十一条中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電子裁判書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子裁判書に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

**第三百二十五条**　前条の規定による改正後の水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第十条第四項の規定は、施行日以後に開始される代替許可に係る事件の送達について適用し、施行日前に開始された代替許可に係る事件の送達については、なお従前の例による。

## 第二十九章　家事事件手続法の一部改正等

### 第一節　家事事件手続法の一部改正

**第三百二十六条**　家事事件手続法の一部を次のように改正する。

目次中「第二百五十四条」を「第二百五十四条の三」に、「・第二百九十条」を「―第二百九十条」に改める。

第十七条第三項第二号及び第二十四条第二項第二号中「第二百七十条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。